

名古屋市障害児通所支援事業所安全対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市障害児通所支援事業所安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、障害児通所支援事業所等において、送迎用車両の安全装置の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の一部を補助することにより、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、障害児通所支援事業所等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 児童発達支援センター 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定されている施設をいう。
- (2) 指定児童発達支援事業所 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条に規定されている施設をいう。
- (3) 指定放課後等デイサービス事業所 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第66条に規定されている施設をいう。

(補助事業)

第4条 この補助金は、障害児通所支援事業所等の設置者が次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する際、備品購入等の費用に係る補助

を行う。

- (1) 送迎用車両の改修支援事業
- (2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- (3) 登降園管理システム支援事業

(補助対象者)

第5条 補助金の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助事業を実施する障害児通所支援事業所等を設置運営する者（以下「補助事業者」という。）
- (2) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

2 補助事業ごとの補助事業者は以下のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の事業 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所
- (2) 前条第1項第2号の事業 児童発達支援センター及び指定児童発達支援事業所
- (3) 前条第1項第3号の事業 児童発達支援センター及び指定児童発達支援事業所

(補助対象経費)

第6条 この要綱に基づく補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な費用（当該年度使用分に限る。）のうち、市長が適当と認めるものとする。ただし、別の補助金等において別途交付対象とする費用を除く。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、障害児通所支援事業所等ごとに、次のいずれかのうち最も少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とし、予算の範囲内でこれを定める。

- (1) 別表に定める補助基準額に補助率を乗じた額
- (2) 補助対象経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(交付申請及び交付決定)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名古屋市障害児通所支援事業所安全対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する事項並びに同条第2項第1号から第4号までに規定する事項については、省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、名古屋市障害児通所支援事業所安全対策事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を名古屋市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、名古屋市障害児通所支援事業所安全対策事業費補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を名古屋市に返還しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた受配者指定寄附金を除くものとする。
- (10) 補助事業に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、民間補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 上記条件に違反したとき、又は不正に補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の全部又は一部を名古屋市に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、当該交付の決定を受けた日から起算して15日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

(変更交付申請及び変更交付決定)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の決定の内容に変更があったときは、名古屋市障害児通所支援事業所安全対策事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定の内容を変更し、名古屋市障害児通所支援事業所安全対策事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、名古屋市障害児通所支援事業所安全対策事業費補助金事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。当該交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。ただし、第8条第1項の規定による申請の場合と同一の関係書類については、省略することができる。

(交付)

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(取消及び返還)

第14条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一

部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 交付の決定の条件に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別表)

補助基準額	対象経費	補助率
<p>(1) 送迎用車両の改修支援事業</p> <p>1台あたり175千円までを上限とした実費に対する定額補助</p>	<p><対象経費></p> <p>送迎用車両の改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用</p> <p><対象車両></p> <p>対象となる車両については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第6条の4第2項及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)第40条の3第2項において規定する安全装置の義務付けの対象となる自動車</p>	<p>1 / 1</p>
<p>(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業</p> <p>1事業所あたり200千円</p>	<p><対象経費></p> <p>ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用</p>	<p>4 / 5</p>
<p>(3) 登降園管理システム支援事業</p>	<p>登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入</p>	<p>4 / 5</p>

<p>①端末購入を行わない 場合、1事業所あたり 200千円</p> <p>②端末購入を行う場 合、1事業所あたり7 00千円</p>	<p>費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</p>	
---	---	--